

内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー外部有識者会合議事要旨

日時：令和4年5月12日（木）15:00～15:52

場所：オンライン会議

出席者（敬称略）：

外部有識者（内閣官房・内閣府本府等選定）

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科教授

周藤 晴子 株式会社 JR 東日本マネジメントサービス専務取締役

南島 和久 龍谷大学政策学部教授

☆山谷 清志 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

外部有識者（行政改革推進本部事務局選定（議題2関係））

池田 肇 野村証券株式会社常務

河村 小百合 株式会社日本総合研究所調査部主席研究員

中空 麻奈 BNPパリバ証券グローバルマーケット統括本部副会長

☆：外部有識者会合と公開プロセスの取りまとめ役

○議題1：外部有識者点検対象事業について

事務局から、実施要領第2部2（3）①及び②に掲げられた点検対象選定の考え方を説明し、それに基づき作成した点検対象事業候補（資料1）を提示したところ、外部有識者（内閣官房・内閣府本府等選定）から意見はなかった。これを受け、事務局において資料1のとおり点検対象事業を選定する手続きを進めることとした。

○議題2：公開プロセス対象事業について

議題2の点検対象事業候補のうち、実施要領第2部3（1）①に基づき外部有識者より意見を聴取し、議論の対象となった事業について投票を行った。その結果、「地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金」、「原子力政策の検討及び適切な情報発信等」、「雇用対策の総合的推進に必要な経費」が公開プロセスの対象事業として相応しいとされ、事務局において同3事業を公開プロセス対象事業として選定する手続きを進めることとした。

<主な意見内容>

- ・「児童手当等交付金に必要な経費」は、今年度の外部有識者点検対象事業になっている中で一番予算規模も大きいというえ、最近問題となった他の給付金と同様、地方公共団体経由で行われるものであることから対象にすべきではないか。
- ・「地域子ども・子育て支援に必要な経費」も予算規模が大きく対象としてもよいのではないか。
- ・「青年国際交流経費」は、別の有識者会合において見直しに向けた動きがある。また、これまで何度も様々な場で議論されており対象には不向きではないか。
- ・「実用準天頂衛星システム事業の推進」は、これまで何度も契約方式等について議論し同じ結論になっていて、議論の余地がないのではないか。
- ・事業周期の終わりごとに点検するというより途中で見直すべきであり、行政事業レビューは予算執行の過程において何が問題であるかをそのプロセスで見直すほうが有益ではないか。
- ・次年度は対象候補事業の選定作業から議論をさせてほしい。

○今後のスケジュールについて

資料2に基づき、事務局から説明を行った。

○会合終了後に有識者からあったご意見及びその対応

1名の有識者より「児童手当等交付金に必要な経費を公開プロセスの対象事業に追加すべきではないか。」とのご意見があった。

理由：コロナ禍のもとで、政府から家計向けへの支援のあり方をめぐり、支給の遅れや対象者を絞り込んで把握することの困難さ等、様々な問題が発生した。また給付金等の支出の在り方をめぐっても、例えば子ども向けの給付金が、形式的な婚姻要件にとらわれて、実際に養育している親に支給されない、対象者の所得要件が夫婦合算で判定されていない等、様々な問題点の指摘や議論が行われたところである。その際、児童手当そのものの支給が問題視されたわけではないが、これだけの予算規模を伴う政府からの家計向けの支出であり、地方公共団体経由で対象者に支給されていることからすれば、児童手当について、地方公共団体経由で効率的かつ公正・公平な支給が、家族関係の変化を反映してタイムリーに行われていると言えるのかどうか、枠組みの設計や実際の支出の手法に改善すべき点はないのか、といった点も論点に含め、本年度のタイミングで公開プロセスで議論

することが望ましいと考えられるため。

事務局としては、以下の理由等から、今回の公開プロセスにおける議論の対象になじまないという考えを有識者にお示し、ご理解いただいた。その結果、公開プロセス対象事業は外部有識者会合の結果とおり、「地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金」、「原子力政策の検討及び適切な情報発信等」、「雇用対策の総合的推進に必要な経費」を選定した。

- ・行政事業レビューの目的が、「予算の概算要求や執行等に反映させる取組」（行政事業レビュー実施要領より）であり、「児童手当等交付金に必要な経費」については、現在国会で関連の法案が審議されており、関連法案検討段階で検証されたことに加え、次年度は別の新たな組織での要求・執行となる可能性があること。
- ・「児童手当等交付金に必要な経費」については、児童手当法でその給付額や執行方法について規定されており、行政側に裁量の余地が少ない義務的な性格の強い経費であること
- ・外部有識者会合及び会合終了後において他の有識者からは特段の意見はなく、選定する3つの事業については有識者の過半数の票を獲得していること。

【配付資料】

資料1：外部有識者点検対象事業（案）一覧

資料2：今後のスケジュール

参考資料1：行政事業レビュー実施要領（令和4年3月25日改正）

参考資料2：令和4年度行政事業レビューシート（様式）

参考資料3：内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー行動計画（令和4年4月8日決定）

参考資料4：対象事業の選定の考え方について